



鳥取県公報

平成13年 2月16日(金)

第 7 2 5 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	生活保護法による医療機関の指定（福祉保健課）..... 1
	生活保護法による医療機関の名称の変更の届出（ " ）..... 2
	生活保護法による診療所の廃止の届出（ " ）..... 2
	生活保護法による診療所の休止の届出（ " ）..... 2
	第38期鳥取県地方労働委員会労働者委員及び使用者委員候補者推薦要領（労働雇用課）..... 2
	県営土地改良事業の工事の完了（耕地課）..... 4
	都市計画事業の認可（都市計画課）..... 4
公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活保安課）..... 4
調達公告	公募型指名競争入札の実施（4件）（管理課）..... 5
	一般競争入札の実施（会計課）..... 14

告 示

鳥取県告示第69号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成13年 2月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
ヒエズ調剤薬局	西伯郡日吉津村大字日吉津1451 - 5	平成12年11月 6 日
坂本歯科医院	鳥取市今町一丁目123	平成13年 1月10日
おしどり調剤薬局有限会社	日野郡日野町野田319 - 5	"
サンライフ薬局	米子市東福原五丁目 4 - 6	"
すずらん薬局	鳥取市叶320 - 12	"
トミヤ調剤薬局	日野郡日野町野田317 - 6	"

鳥取県告示第70号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成13年2月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	変更年月日
特別医療法人明和会医療福祉センター渡辺病院	鳥取市東町三丁目307	平成12年11月1日
特別医療法人明和会医療福祉センターウェルフェア北園渡辺病院	鳥取市覚寺181	〃

鳥取県告示第71号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成13年2月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃止年月日
サンライフ薬局	米子市三旗町6-1	平成12年6月30日
林歯科医院	鳥取市立川町二丁目143	平成12年9月30日

鳥取県告示第72号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成13年2月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	休止年月日
岸田医院	気高郡青谷町大字青谷4027	平成12年12月13日

鳥取県告示第73号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に関し、次のとおり第38期鳥取県地方労働委員会労働者委員及び使用者委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により推薦を求める。

平成13年2月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

第38期鳥取県地方労働委員会労働者委員及び使用者委員候補者推薦要領

1 推薦する者の資格

- (1) 労働者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条の規定に適合する労働組合であること。
- (2) 使用者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことを主な目的又は業務の主要な部分としている使用者団体であること。

2 推薦される者の資格

労働者委員又は使用者委員の候補者は、労働組合法第19条の12第4項において準用する同法第19条の4第1項に該当する者でないこと。

3 推薦手続

- (1) 労働組合又は使用者団体は、推薦書（別記様式）を推薦期間内に知事に提出すること。
- (2) 労働組合は、当該労働組合が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の鳥取県地方労働委員会の証明書を添付すること。

4 推薦する事ができる候補者の数

制限はないが、2人以上の場合は、順位を付けること。

5 推薦期間

平成13年2月16日から3月5日まで

別記様式

推 薦 書

平成 年 月 日

鳥取県知事 片 山 善 博 様

事務所所在地
 (電話番号)
 労働組合又は
 使用者団体名

代表者氏名

印

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会の労働者（使用者）委員候補者として次の者を推薦します。

氏 名	生年月日	現 在 地	労働者の所属組合の名称及びその地位又は使用者の所属会社及び事業場の名称並びにその地位	労働者の所属職場の名称及びその地位	経 歴

鳥取県告示第74号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成13年 2月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営土地改良総合整備事業大国地区農業用排水、農道整備、区画整理、暗きょ排水及び客土	平成11年 3月31日

鳥取県告示第75号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年 2月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 施行者の名称

鳥取市

2 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 3・5・13号雲山吉成線及び3・3・2号西円通寺裁判所線

3 事業施行期間

平成13年 2月16日から平成19年 3月31日まで

4 事業地

- 1 収用の部分 鳥取市大覚寺字山王、吉成字高木、字下出口、字稲場、字東井手口、字下坪及び字中坪、吉成一丁目並びに吉成二丁目
- 2 使用の部分 鳥取市吉成字中坪、字稲場及び字東井手口

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成13年 2月16日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

1 講習の種類及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げる者を対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

(2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定する者

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成13年3月8日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉、八橋の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年2月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 一般県道俵原青谷線道路改良工事 (上部工A1～P4)

(2) 工事場所 気高郡青谷町大字青谷

(3) 工事内容

本件工事は、特定建設工事共同企業体 (以下「共同企業体」という。) による共同施工により一般県道俵原青谷線の高架橋上部工を製作し、及び架設する工事である。

(4) 工事の詳細

橋りょう上部工製作及び架設

設 計 荷 重 : B活荷重

上部工型式 : 連続プレテンション方式PC連結T桁橋

橋 長 : L = 80.70m

支 間 長 : 20.00m + 20.00m + 20.33m + 20.33m

幅 員：全体 W = 14.00m

(内訳 車道 = 3.00m × 2 歩道 = 3.50m × 2)

平面線形：直線

架設工法：クレーン架設

(5) 工期 平成13年3月から平成14年3月10日まで

(6) 予定価格 198,225,300円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。) の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体は、県外に本店を有する者1名と県内に本店を有する者1名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 土木工事業について建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

ウ 平成11年鳥取県告示第375号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、一般土木工事に係るものを有すること。

エ 県外に本店を有する者にあつては、建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成10年10月1日から平成11年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。) の結果におけるプレストレスト・コンクリート工事の総合評点が1,150点以上であること。

オ 県内に本店を有する者にあつては、入札参加資格告示五による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が1,070点以上であること。

カ 平成13年2月16日 (金) から同月26日 (月) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

キ 平成12年4月1日 (土) からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法 (昭和27年法律第172号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。

ク 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 入札参加資格のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものを有すること。

イ 平成3年度以降に、PC橋 (道路橋に限る。) 上部工の^{けた}桁製作から架設までの一連の工事 (以下「同種工事」という。) を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した

実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

ウ (2)のクにより配置する主任技術者又は監理技術者は、平成3年度以降に同種工事を施工管理した実績を有する者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成13年2月16日(金)から同月26日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)

八頭郡家町大字郡家100 鳥取県郡家土木事務所総務課(八頭総合事務所内)

倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉土木事務所総務課(中部総合事務所内)

米子市鞆町一丁目160 鳥取県米子土木事務所総務課(西部総合事務所内)

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県根雨土木事務所総務課(日野総合事務所内)

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係(電話番号 0857-26-7347)とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるときは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする可能性がある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年2月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 一般国道482号道路災害復旧工事(12年災27号)

(2) 工事場所 東伯郡三朝町大字福本

(3) 工事内容

本件工事は、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)による共同施工により、一般国道482号における平成12年災道路災害復旧工事を実施するものである。

(4) 工事の詳細

道路災害復旧工事

法 面 工

施 工 延 長 : 88.0 m

ア ン カ ー 工 : 69 本

吹 付 法 枠 工 : 111 m²

鉄 筋 挿 入 工 : 90 本

(5) 工 期 平成13年3月から平成13年12月25日まで

(6) 予定価格 110,843,250円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類(以下「技術資料等」という。)を提出できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、県外に本店を有する者1名と県内に本店を有する者1名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 各構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成11年鳥取県告示第375号(建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。)に基づく入札参加資格のうち、法面処理工事に係るものを有すること。

ウ 県外に本店を有する者にあつては、とび・土工工事業について建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けているとともに、建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成10年10月1日から平成11年9月30日までの間にあるものに限る。)の結果におけるとび・土工・コンクリート工事の総合評点が970点以上であること。

エ 県内に本店を有する者にあつては、とび・土工工事業について建設業法第3条第1項に規定する建設業の許可を受けているとともに、入札参加資格告示に基づく入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るものを有すること。

オ 平成13年2月16日(金)から同月26日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札

参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

カ 平成12年4月1日(土)からあって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定による更正手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

キ 本件工事の現地での施工期間においては、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、とび・土工工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 平成3年度以降に、法面処理工事のアンカー工に係る工事(以下「同種工事」という。)を発注者から直接受注して、下請業者の施工によらずに自ら施工した実績(共同企業体による実績にあつては、代表者として施工したものに限る。)があること。

イ 平成3年度以降に同種工事を施工管理した実績を有する者を主任技術者又は監理技術者として配置できること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

平成3年度以降に、法面処理工事のモルタル吹付け工を発注者から直接受注して、下請業者の施工によらずに自ら施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が30パーセント以上のものに限る。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成13年2月16日(金)から同月26日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)

八頭郡家町大字郡家100 鳥取県郡家土木事務所総務課(八頭総合事務所内)

倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉土木事務所総務課(中部総合事務所内)

米子市栴町一丁目160 鳥取県米子土木事務所総務課(西部総合事務所内)

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県根雨土木事務所総務課(日野総合事務所内)

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものと

する。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係(電話番号0857 - 26 - 7347)である。
- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されずとは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年2月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 主要地方道鳥取鹿野倉吉線道路改良工事 (地域戦略プラン)
(吉原橋上部工)

- (2) 工事場所 東伯郡三朝町大字三徳

- (3) 工事内容

本件工事は、特定建設工事共同企業体 (以下「共同企業体」という。) による共同施工により主要地方道鳥取鹿野倉吉線の吉原橋上部工を製作し、及び架設する工事である。

- (4) 工事の詳細

橋りょう上部工製作及び架設

設計荷重：B活荷重

上部工型式：ポストテンション方式PC単純T桁橋

橋 長：L = 35.50m

支 間 長：34.60m

幅 員：全体 W = 10.25m

(内訳 車道 = 3.00m × 2 歩道 = 2.50m × 1)

平面線形：曲線中 (R = 160m)

架設工法：架設桁架設

- (5) 工 期 着工の日から280日間

- (6) 予定価格 94,242,750円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。) の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体は、県外に本店を有する者1名と県内に本店を有する者1名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 土木工事業について建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

ウ 平成11年鳥取県告示第375号(建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、一般土木工事に係るものを有すること。

エ 県外に本店を有する者にあつては、建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成10年10月1日から平成11年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。)の結果におけるプレストレスト・コンクリート工事の総合評点が1,150点以上であること。

オ 県内に本店を有する者にあつては、入札参加資格告示五による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が1,070点以上であること。

カ 平成13年2月16日(金)から同月26日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

キ 平成12年4月1日(土)からおつて通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

ク 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 入札参加資格のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものを有すること。

イ 平成3年度以降に、PC橋(道路橋に限る。)上部工の^{けた}桁製作から架設までの一連の工事(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

ウ (2)のクにより配置する主任技術者又は監理技術者は、平成3年度以降に同種工事を施工管理した実績を有する者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成13年2月16日(金)から同月26日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県郡家土木事務所総務課 (八頭総合事務所内)

倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉土木事務所総務課 (中部総合事務所内)

米子市鞆町一丁目160 鳥取県米子土木事務所総務課 (西部総合事務所内)

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県根雨土木事務所総務課 (日野総合事務所内)

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係 (電話番号 0857-26-7347) とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年2月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 一般国道313号(北条倉吉道路)道路改良工事(14工区)

(2) 工事場所 東伯郡北条町弓原及び北尾

(3) 工事内容

本件工事は、一般国道313号(北条倉吉道路)の地盤改良工事である。

(4) 工事の詳細

ア 施 工 延 長 : L = 385m

イ 幅 員 : W = 7.0(20.5)m

ウ 地盤改良工

(ア) パーチカルドレーン工

サンドドレーン 400 L = 19.0 ~ 30.8m × 1,252本

(イ) 締固め改良工

a サンドコンパクションパイル 700 L = 5.4 ~ 11.1m × 1,324本

b サンドコンパクションパイル 700 L = 11.1 ~ 11.9m

+ サンドドレーン 400 L = 11.18 ~ 18.9m × 305本

(5) 工 期 着工の日から270日間

(6) 予定価格 242,704,350円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 土木工事業について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

(3) 平成11年鳥取県告示第375号(建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格のうち、一般土木工事に係るものを有すること。

(4) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成10年10月1日から平成11年9月30日までの間にあるものに限る。)の結果における土木一式工事の総合評点が1,250点以上であること。

(5) 平成13年2月16日(金)から同月26日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(6) 平成12年4月1日(土)からあって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

(7) 平成3年度以降に、地盤改良工のパーチカルドレーン工法又はサンドコンパクションパイル工法に係る工事(以下「同種工事」という。)を元請け又は共同企業体の代表者として施工した実績があること。

(8) 本件工事の施工期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

ア 平成3年度以降に同種工事を施工監理した実績を有する者であること。

イ 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

ウ 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成13年2月16日(金)から同月26日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県郡家土木事務所総務課(八頭総合事務所内)

倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉土木事務所総務課(中部総合事務所内)

米子市鞆町一丁目160 鳥取県米子土木事務所総務課(西部総合事務所内)

日野郡日野町根雨140 - 1 鳥取県根雨土木事務所総務課 (日野総合事務所内)

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係(電話番号0857 - 26 - 7347)とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする可能性がある。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成13年2月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 件名及び数量

「とっとり県政だより」の印刷業務 1回につき207,500部 12回発行

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額と加算した金額(1

円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額をするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成12年鳥取県告示第49号(物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が印刷類のA等級に格付けされている者であること。
- (3) 平成13年2月16日(金)から同年3月28日(水)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県出納局会計課

4 入札手続

- (1) 入札書の提出場所及び問合わせ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県出納局会計課用度係
電話 0857-26-7431
- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の場所で交付する。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
平成13年3月21日(水)午後2時
鳥取県出納局入札室(鳥取県庁本庁舎1階)
- (4) 郵便による入札
可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)に限る。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
平成13年3月28日(水)午後2時(郵送による入札書の受領期限は、平成13年3月28日(水)正午)
鳥取県出納局入札室

5 入札者に要求される事項

入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札の無効
2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者にもとめられる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 落札者の決定方法
この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格を持って有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無
無

(6) 契約締結の制限

この公告に示した役務に係る予算が成立しなかったときは、契約を締結しない。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Printing of "Tottori Kensei Dayori" (Prefectural newsletter), 207,500 × 12copies distributed

(2) March 28, 2001 2:00 PM: Time-limit for the submission of tenders March 28, 2001 : Time-limit for the submission of tenders by registered mail

(3) Contact Point for the notice: Accounting Division, Treasury Bureau, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680 - 8570 Japan TEL: 0857 - 26 - 7431